~~平成~~ 令和 2 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 杉並区阿佐谷南3-1-26　　氏名 杉並 アース

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
(①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	㋐ 239,812 円	㋑ 0 円

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
杉並アース	○○外科	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	46,920 円	円
〃	△△内科	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	150,000	50,000
杉並キラリ	○□歯科	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	542,310	
〃	□□□薬局	☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☑医薬品購入 ☐その他の医療費	19,400	
杉並花子	○△整形外科	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	8,950	
〃	△○介護センター	☐診療・治療 ☑介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	240,000	
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費		
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費		
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費		
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費		
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費		
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費		
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費		
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費		
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費		
2の合計			㋒ 1,007,580	㋓ 50,000

医療費の合計	A	(㋐+㋒) 1,247,392 円	B	(㋑+㋓) 50,000 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 1,247,392 円	A
保険金などで補てんされる金額	50,000	B
差引金額(A－B)	(赤字のときは0円) 1,197,392	C
所得金額の合計額		D
D×0.05	(赤字のときは0円)	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額(C－F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

A・B → 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」の医療費控除欄に転記します。

C・D → 申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。
・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の㉓の金額を転記します。

G → 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

01.11